主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人副島次郎の上告趣意第一点について。

公職選挙法二五二条が憲法に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和二九年(あ)四三九号同三〇年二月九日大法廷判決)の示すとおりであつて、これを改める必要を認めない。それ故論旨は理由がない。

同第二点について。

論旨は量刑不当の主張であつて適法な上告理由とならない。

また記録を精査しても刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

判長裁	判官	島			保
裁	判官	河	村	又	介
裁	判官	小	林	俊	Ξ
裁	判官	本	村	善太	郎